

10 特定金融会社等関係

10-1 登録の申請、届出等関係

金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（以下「法」という。）第2章の規定に基づく、特定金融会社等の登録の申請並びに変更及び廃止等の届出の事務処理については、以下のとおり取り扱うものとする。

10-1-1 登録申請書等の受理及び審査

- (1) 登録申請書、変更届出書及び廃止等届出書の受理にあたっては、当該申請書等の記載事項及び添付書類に不備がないかを確認するものとする。
- (2) 登録申請書の審査にあたっては、法第6条第1項の要件に該当するかどうかは、登録申請書の添付書類等客観的な資料に基づき審査するものとする。

10-1-2 登録の申請の処理

- (1) 金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第6条の規定による登録済通知書は、次により取り扱うものとする。
 - ① 登録番号は、財務局長（福岡財務支局長及び沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）ごとに、決裁を終了した順に1号から一連番号とするものとする。
 - ② 登録がその効力を失った場合は、登録番号は欠番とし、補充は行わないものとする。
- (2) 登録を拒否する場合は、拒否理由等を記載した規則第8条の規定に基づく登録拒否通知書を登録申請者に交付するものとする（10-4-2参照）。

10-1-3 登録事項に係る変更届出書の処理

- (1) 規則第10条第1項に規定する「その他の書類」とは、従前の登録申請書及びその添付書類並びに当該届出書の提出の直前に報告のあった「貸付資金の受入れのための社債の発行等の実績報告書」の写しとする。
- (2) 変更後の主たる営業所等の住所を管轄する財務局長は、同条第3項の規定に基づき届出者に対し通知する登録変更済通知書に、新たな登録番号を付記するものとする。この場合において、新たな登録をした財務局長は従前の登録をした財務局長に対してもその旨通知するものとする。

10-1-4 特定金融会社等登録簿の縦覧

法第5条第3項及び規則第7条の規定に基づく特定金融会社等登録簿の縦覧については、次により取り扱うものとする。

なお、氏を改めた者が登録簿の縦覧に係る申請をする場合においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を、申請者の氏名を記載した箇所に括弧書きで併せて記載することができ

ることに留意する。

(1) 電子メール等による縦覧

- ① 電子メール等で登録簿の縦覧に係る申請を受け付けた場合には、申請事項を確認のうえ、速やかに当該申請に係る登録簿を電子メール等で送付する。ただし、登録簿の整理その他必要がある場合は、送付が可能となった段階で、送付するものとする。
- ② 登録簿の電子メール等による縦覧に係る申請は、以下の内容が記載された電子メール等によって受け付けるものとする。
 - イ. 氏名
 - ロ. 住所
 - ハ. 電話番号
 - ニ. 登録簿の送付を希望するメールアドレス
 - ホ. 職業
 - ヘ. 縦覧を希望する登録簿に係る特定金融会社等の商号又は名称及び登録番号
 - ト. 縦覧の目的
- ③ 当局の指示に従わない場合は、当該申請に係る登録簿の送付を拒否することができるものとする。
- ④ 他の財務局が所管する特定金融会社等に係る登録簿の縦覧の申請があった場合は、当該特定金融会社等を所管する財務局に対する縦覧の申請が可能である旨を申請者に伝えるものとする。

(2) 財務局での縦覧

- ① 縦覧の申出があった場合には、別紙様式1による特定金融会社等登録簿縦覧申請書の所定事項の記入を求めるものとする。
- ② 登録簿の縦覧日及び縦覧時間は、次のとおりとするものとする。
 - イ. 登録簿の縦覧日は、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日以外の日とする。
 - ロ. 縦覧時間は、財務局長が指定する時間内とする。
 - ハ. 登録簿の整理その他必要がある場合は、上記の縦覧日又は縦覧時間を変更することができる。
- ③ 登録簿は、財務局長が指定する縦覧場所の外に持ち出すことができないものとする。

- ④ 次に該当する者の縦覧を停止又は拒否することができるものとする。
- イ. 上記①から③までその他当局の指示に従わない者
 - ロ. 登録簿を汚損若しくは破損し、又はそのおそれがあると認められる者
 - ハ. 他の縦覧者等に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者
- ⑤ 他の財務局が所管する特定金融会社等に係る登録簿の縦覧の申出があった場合は、当該特定金融会社等を所管する財務局において縦覧が可能である旨を申出者に伝えるものとする。

10-1-5 書面・対面による手続きについての留意点

特定金融会社等による当局への申請・届出等及び当局から特定金融会社等に対し発出する処分通知等については、それぞれ情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（以下「デジタル手続法」という。）第6条第1項及び第7条第1項の規定により、法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されている場合においても、当該法令の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができることとされている。

こうしたデジタル手続法の趣旨を踏まえ、同法の適用対象となる手続きに係る本ガイドラインの規定についても、当該規定の書面・対面に係る記載にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるものとする。

また、経済社会活動全般において、デジタルイノベーションが飛躍的に進展している中、政府全体として、書面・押印・対面手続きを前提とした我が国の制度・慣行を見直し、実際に足を運ばなくても手続きができるリモート社会の実現に向けた取組みを進めている。

金融庁としても、こうした取組みを着実に進めるため、特定金融会社等から受け付ける申請・届出等について、全ての手続きについてオンラインでの提出を可能とするための金融庁電子申請・届出システムを更改したほか、押印を廃止するための内閣府令及び監督指針等の改正を行うこと等により、行政手続きの電子化を推進してきた。

更に、民間事業者間における手続きについても、「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」を開催し、業界全体での慣行見直しを促すことにより、書面の電子化や押印の不要化、対面規制の見直しに取り組んできた。

このような官民における取組みも踏まえ、本ガイドラインの書面・対面に係る記載のうち、デジタル手続法の適用対象となる手続きに係るもの以外についても、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるものとする。

以上のような取扱いとする趣旨に鑑み、本ガイドラインの規定に基づく手続きについては、手続きの相手方の意向を考慮した上で、可能な限り、書面・対面によらない方法により行うことを奨励するものとする。

10-1-6 申請書等を提出するに当たっての留意点

10-1-5を踏まえ、特定金融会社等による当局への申請・届出等（公的機関が発行する添付書類（住民票の写し、身分証明書、戸籍謄本等）を含む。）については、原則として、金融庁電子申請・届出システムを利用して法令に定める提出期限までに提出を求めることとする。

なお、公的機関が発行する添付書類については、デジタルカメラ、スキャナ等を用いて記録した事項が不鮮明である等確認に支障がある場合には、原本送付を求めることとする。また、税・手数料等の納付が必要な手続において、電子納付以外により納付を受け付ける場合には、別途、税・手数料等の納付を証する書類の原本送付を求めることとする。

10-2 特定金融会社等の登録等に関する定期報告等

10-2-1 登録関係

- (1) 登録又は登録の拒否を行った場合には、その都度、登録済通知書（写）又は登録拒否通知書（写）を監督局長あて送付するものとする。
- (2) 廃止等届出書を受理した場合には、その都度、当該届出書（写）を監督局長あて送付するものとする。
- (3) 半期間（4月から9月までの間及び10月から翌年3月までの間）ごとの登録状況を別紙様式2により作成し、10月末又は4月末までに監督局長あて報告するものとする。

10-2-2 業務又は経理の状況に関する報告書

- (1) 法第5条第2項の規定に基づく登録の通知と同時に、法第10条の規定に基づき、管轄財務局長は、その登録に係る特定金融会社等に対し、貸付資金の受入れのための社債の発行等の実績について、4月から9月まで及び10月から翌年3月までの各期間（以下この項において「半期」という。）ごとに、当該半期末日の属する日の翌月の末日までに、別紙様式3により作成した報告書の提出を求める旨の報告徴収を行うものとする。
- (2) 上記(1)による報告書を受理した場合は、当該提出期限の翌月末までに、当該報告書（写）を監督局長あて送付するものとする。

10-2-3 特定金融会社等が提出する報告書における記載上の留意点

別紙様式集における氏名の記載欄について、氏を改めた者においては、旧氏及び名を括弧書で併せて記載することができることに留意する。

なお、法第4条第1項の登録申請書又は法第7条第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名

を変更する旨を届け出るまでの間、当該旧氏及び名のみを記載することができることに留意する。

10-3 財務局長権限の一部の財務事務所長等への内部委任

登録申請者及び特定金融会社等の主たる営業所等の所在地が財務事務所又は小樽出張所若しくは北見出張所の管轄区域内にある場合においては、財務局長に委任した権限のうち、登録申請者又は特定金融会社等が提出する申請書、届出書及び報告書の受理に関する権限は、当該財務事務所長又は出張所長に行わせることができるものとする。

なお、これらの事項に関する申請書等は、登録申請者又は特定金融会社等の主たる営業所等の所在地を管轄する財務局長宛提出させるものとする。

10-4 行政処分を行う際の留意点

10-4-1 行政処分の基準

監督部局が行う主要な不利益処分（行政手続法第2条第4号にいう不利益処分をいう。以下同じ。）としては、①法第11条に基づく業務停止命令、②法第11条に基づく登録取消しがあるが、これらの発動に関する基本的な事務の流れを例示すれば、以下のとおりである。

(1) 法第10条に基づく報告徴収命令

- ① オンサイトの立入検査や、オフサイト・モニタリング（ヒアリングなど）を通じて、法令等遵守態勢、経営管理（ガバナンス）態勢等に問題があると認められる場合においては、法第10条に基づき、当該事項についての事実認識、発生原因分析、改善・対応策その他必要と認められる事項について、報告を求めることとする。
- ② 報告を検証した結果、さらに精査する必要があると認められる場合においては、法第10条に基づき、追加報告を求めることとする。

(2) 法第10条に基づき報告された改善・対応策のフォローアップ

- ① 上記報告を検証した結果、業務の健全性・適切性の観点から重大な問題が発生しておらず、かつ、特定金融会社等の自主的な改善への取組みを求めることが可能な場合においては、任意のヒアリング等を通じて上記(1)において報告された改善・対応策のフォローアップを行うこととする。
- ② 必要があれば、法第10条に基づき、定期的なフォローアップ報告を求める。

(3) 法第11条に基づく業務停止命令、登録取消し

検査結果やオフサイト・モニタリング等への対応として、報告内容（追加報告を含む。）を検証した結果、社債の購入者等の保護に関し重大な問題が認められる場合等においては、以下①から③に掲げる要素を勘案するとともに、他に考慮すべき要素がないかどうかを吟味した上で、

- ・ 改善に向けた取組みを特定金融会社等の自主性に委ねることが適切かどうか、
- ・ 改善に相当の取組みを要し、一定期間業務改善に専念・集中させる必要があるか、
- ・ 業務を継続させることが適切かどうか、

等の点について検討を行い、最終的な行政処分の内容を決定することとする。

① 当該行為の重大性・悪質性

イ. 公益侵害の程度

特定金融会社等が、社債の発行等に係る市場に対する信頼性を大きく損なうなど公益を著しく侵害していないか。

ロ. 被害の程度

広範囲にわたって多数の社債の購入者等が被害を受けたかどうか。個々の社債の購入者等が受けた被害がどの程度深刻か。

ハ. 行為自体の悪質性

例えば、人的構成が充足していないことを認識しつつ、長年にわたって社債を発行しているなど、特定金融会社等の行為が悪質であったか。

ニ. 当該行為が行われた期間や反復性

当該行為が長期間にわたって行われたのか、短期間のものだったのか。反復・継続して行われたものか、一回限りのものか。また、過去に同様の違反行為が行われたことがあるか。

ホ. 故意性の有無

当該行為が違法・不適切であることを認識しつつ故意に行われたのか、過失によるものか。

ヘ. 組織性の有無

当該行為が現場の担当者個人の判断で行われたものか、あるいは管理者も関わっていたのか。更に経営陣の関与があったのか。

ト. 隠蔽の有無

問題を認識した後に隠蔽行為はなかったか。隠蔽がある場合には、それが組織的なものであったか。

チ. 反社会的勢力との関与の有無

反社会的勢力との関与はなかったか。関与がある場合には、どの程度か。

② 当該行為の背景となった経営管理態勢及び業務運営態勢の適切性

イ. 経営陣の法令等遵守に関する認識や取組みは十分か。

ロ. 内部監査部体制は十分か、また適切に機能しているか。

ハ. 業務担当者の法令等遵守に関する認識は十分か、また、社内教育が十分になされているか。

③ 軽減事由

以上①及び②の他に、行政による対応に先行して、特定金融会社等が自主的に社債の購入者等の保護のために所要の対応に取り組んでいる等、といった軽減事由があるか。

(4) 標準処理期間

第 11 条第 1 項に基づき監督上の処分を命ずる場合には、上記(1)の報告書を受理したときから、原則として概ね 1 か月（金融庁との調整を要する場合は概ね 2 か月）以内を目途に行うものとする。

(注 1) 「報告書を受理したとき」の判断においては、以下の点に留意する。

イ. 複数回にわたって法第 10 条に基づき報告を求める場合（直近の報告書を受理したときから上記の期間内に報告を求める場合に限る。）には、最後の報告書を受理したときを指すものとする。

ロ. 提出された報告書に関し、資料の訂正、追加提出等（軽微なものは除く。）を求める場合には、当該資料の訂正、追加提出等が行われたときを指すものとする。

(注 2) 弁明・聴聞等に要する期間は、標準処理期間には含まれない。

(注 3) 標準処理期間は、処分を検討する基礎となる情報ごとに適用する。

10-4-2 行政手続法等との関係等

(1) 行政手続法との関係

行政手続法第 13 条第 1 項第 1 号に該当する不利益処分をしようとする場合には聴聞を行い、同項第 2 号に該当する不利益処分をしようとする場合には弁明の機会を付与しなければならないことに留意する。

いずれの場合においても、不利益処分をする場合には同法第 14 条に基づき、処分の理由を示さなければならないこと（不利益処分を書面でするときは、処分の理由も書面により示さなければならないこと）に留意する。

また、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合には同法第 8 条に基づき、処分の理由を示さなければならないこと（許認可等を拒否する処分を書面でするときは、処分の理由も書面により示さなければならないこと）に留意する。

その際、単に根拠規定を示すだけでなく、いかなる事実関係に基づき、いかなる法令・基準を適用して処分がなされたかを明らかにすること等が求められることに留意する。

(2) 行政不服審査法との関係

不服申立てをすることができる処分をする場合には、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 82 条に基づき、不服申立てをすることができる旨等を書面で教示しなければならないことに留意する。

(3) 行政事件訴訟法との関係

取消訴訟を提起することができる処分をする場合には、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 46 条に基づき、取消訴訟の提起に関する事項を書面で教示しなければならないことに留意する。

10-4-3 意見交換制度

不利益処分が行われる場合、行政手続法に基づく聴聞又は弁明の機会の付与の手続きとは別に、特定金融会社等からの求めに応じ、監督当局と特定金融会社等との間で、複数のレベルにおける意見交換を行うことで、行おうとする処分の原因となる事実及びその重大性等についての認識の共有を図ることが有益である。

法第 10 条に基づく報告徴収に係るヒアリング等の過程において、自社に対して不利益処分が行われる可能性が高いと認識した特定金融会社等から、監督当局の幹部と当該特定金融会社等の幹部との間の意見交換の機会の設定を求められた場合（注）であって、監督当局が当該特定金融会社等に対して聴聞又は弁明の機会の付与を伴う不利益処分を行おうとするときは、緊急に処分する必要がある場合を除き、聴聞の通知又は弁明の機会の付与の通知を行う前に、行おうとする不利益処分の原因となる事実及びその重大性等についての意見交換の機会を設けることとする。

（注）当該特定金融会社等からの意見交換の機会の設定の求めは、監督当局が当該不利益処分の原因となる事実についての法第 10 条に基づく報告書を受理したときから、聴聞の通知又は弁明の機会の付与の通知を行うまでの間になされるものに限る。

10-4-4 営業所等の所在の確知

法第 11 条第 2 項の規定により営業所等の所在を確知するため必要な場合には、法第 10 条の規定に基づき、別紙様式 4 による営業所等の所在報告書、営業所又は事務所の所在地を証する書面又はその写し等又は営業所等の地図等の報告を求めるものとする。

10-4-5 不利益処分の公表に関する考え方

(1) 法第 13 条の規定に基づき不利益処分の公告を行う場合は、次の事項を掲載するものとする。

- ① 商号又は名称
- ② 代表者の氏名
- ③ 主たる営業所又は事務所の所在地
- ④ 登録番号
- ⑤ 登録年月日
- ⑥ 行政処分の年月日
- ⑦ 行政処分の内容

(2) 上記(1)以外の公表の取扱いについては、「金融監督の原則と監督部局職員の心得（行為規範）」の「I-5. 透明性」に規定された考え方によることに留意する。

すなわち、業務停止命令又は登録の取消しの不利益処分については、他の特定金融会社等における予測可能性を高め、同様の事案の発生を抑制する観点から、公表により対象特定金融会社等の経営改善に支障が生ずるおそれのあるものを除き、処分の原因となった事実及び処分の内容等を公表することとする。

10-4-6 監督処分のお知らせ

- (1) 法第11条第1項及び第2項の規定による行政処分を行った場合は、監督局長に通知するものとする。
- (2) 法第13条の規定による公告を行ったときは、当該公告に係る官報の写しを、監督局長及び他の財務局長に対して送付するものとする。